

# 令和7年度 第1回 嬉野市入湯税等検討委員会 会議資料

令和7年8月4日（月）  
嬉野市民センター会議室 14:00～



# 目次

- (1) 検討委員会 委員の紹介**
- (2) 令和6年度 第3回検討委員会以降の主な流れ**
- (3) 入湯税の増額見込額及び観光事業としての使途**
- (4) 宿泊税等の導入状況（各自治体の状況）**
- (参考) 入湯税と宿泊税の比較**

# (1) 検討委員会 委員の紹介

委員氏名	所属・役職	備考
山口 剛	嬉野温泉旅館組合 組合長	委員長
北川 健太	(一社) 嬉野温泉観光協会 理事長	
田島 昭英	嬉野市商工会 会長	
金井 真由美	佐賀銀行塩田支店 支店長	
向井 良久	向井良久税理士事務所 所長	
早瀬 宏範	嬉野市 副市長	副委員長
永江 松吾	嬉野市 行政経営部長	
井上 章	嬉野市 産業振興部長	
中野 幸史	嬉野市 観光戦略統括監	
太田 初美	佐賀県地域交流部文化観光局観光課 課長	

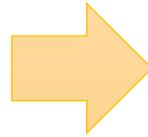
## (2) 令和6年度 第3回検討委員会以降の主な流れ

- R7.1.21 第3回嬉野市入湯税等検討委員会  
入湯税の収入状況及び用途の明確化、効果的な観光施策の実施、宿泊税導入に向けた情報の収集及び共有について、R7年度以降も継続協議
- R7.2.17 検討委員会委員長から村上市長へ報告書の提出
- R7.3.4 各旅館等（特別徴収義務者）宛に入湯税の嵩上げ時期を通知
- R7.3.21 嬉野市議会令和7年第1回定例会において、  
「嬉野市税条例の一部を改正する条例」可決
- R7.9.16 嬉野市議会令和7年第3回定例会において、  
(予定) 「嬉野市一般会計補正予算（入湯税及び観光関連事業の増額）」採決
- R7.10.1 「嬉野市税条例の一部を改正する条例」施行  
(予定)

# (3) 入湯税の増額見込額及び観光事業としての用途

## ○ 入湯税の増額見込額

1人1日当たりの入湯税額  
 宿泊：150円 → 250円  
 休憩：50円 → 100円



**1年間で47,650千円**の増額試算  
 (令和6年度 第2回検討委員会資料より)

充当先	R7年度 当初予算		R7年度 補正予算	
環境衛生施設の整備	25%	17,478千円		—
消防施設等の整備	25%	17,478千円		—
鉱泉源の保護管理施設の整備 観光施設の整備 観光の振興	50%	34,957千円		—
(仮) 観光戦略の推進		—	100%	調整中
合計		69,913千円		

※入湯税嵩上げ分

## (3) 入湯税の増額見込額及び観光事業としての使途

### ○ 観光事業としての使途

#### [基本方針]

- ・ 嬉野市観光戦略及びアクションプランに基づき、KPI達成に向け効果的な事業であること。
- ・ 宿泊施設をはじめとした地域の事業者及び、嬉野市民にとって有益な事業であること。
- ・ 将来的な観光施設の大規模修繕に向け、明確な目的を持った積立であること。
- ・ 幅広く意見聴取を行うほか、効果を検証したうえで、事業の選定及び優先度をはかること。

#### [具体的な取組想定] ※現時点での想定のため、実施確定ではない

- ・ 期間限定での市民向け宿泊割引クーポン事業の実施
- ・ 温泉入浴回数券（湯遊チケット）の更新及び販売促進
- ・ 市内小学生向け職場体験機会の提供（ドリームハンズプロジェクト）支援
- ・ 観光人材育成事業の充実
- ・ 源泉モニタリングシステムの更新等に向けた積立（5年後の実施を想定）
- ・ 地場産業の域内利用促進を目的とした補助
- ・ DMOの体制見直し及び強化に関する支援

## (4) 宿泊税等の導入状況（各自治体の状況）

- R8.4月以降の導入予定を含め、**35の自治体**で宿泊税を導入（R7.8.1現在）  
（6都道府県、29市町村）
  
- 九州では、福岡県、福岡市、北九州市、長崎市で導入済、熊本市で導入予定
  
- 税額の設定は自治体によって様々
  - ・ 宿泊料金に関わらず一律200円      福岡県、北九州市、常滑市等 9自治体
  - ・ 宿泊料金に関わらず一律3%      倶知安町
  - ・ 宿泊料金により変動      東京都、大阪府、京都市等 25自治体
  
- 税額の幅も自治体によって様々
  - ・ 最低税額      100円（長崎市、下呂市、高山市ほか）
  - ・ 最高税額      2,500円（函館市（北海道500円分含む））

# (4) 宿泊税等の導入状況（各自治体の状況）

番号	自治体名	施行日	税額（1人1泊税抜き）											
			4,999円未満	5,000円～5,999円	6,000円～6,999円	7,000円～7,999円	8,000円～9,999円	10,000円～14,999円	15,000円～19,999円	20,000円～29,999円	30,000円～49,999円	50,000円～100,000円	100,000円以上	
1	東京都	H14.10.1	対象外					100円	200円					
2	大阪府	H29.1.1	対象外			100円			200円	300円				
		R7.9.1	対象外	200円					400円	500円				
3	京都市	H30.10.1	200円						500円		1,000円			
4	金沢市	H31.4.1	対象外	200円					500円					
5	倶知安町	R1.11.1	宿泊料金の2%											
		R8.4.1	宿泊料金の3%											
6	福岡市	R2.4.1	200円（うち県税50円）						500円（うち県税50円）					
7	北九州市	R2.4.1	200円（うち県税50円）											
8	福岡県	R2.4.1	200円（北九州市・福岡市は50円）											
9	長崎市	R5.4.1	100円				200円			500円				
10	二セコ町	R6.11.1	100円	200円					500円		1,000円	2,000円		
11	常滑市	R7.1.6	200円											
12	熱海市	R7.4.1	200円（小学生以下は課税対象外）											
13	下呂市	R7.10.1	100円	200円										
			※小学生以下は課税対象外											
14	高山市	R7.10.1	100円				200円			300円				
			※小学生以下は課税対象外											
15	赤井村	R7.11.1	対象外				200円			500円				
16	松江市	R7.12.1	対象外	200円										

# (4) 宿泊税等の導入状況（各自治体の状況）

番号	自治体名	施行日	税額（1人1泊税抜き）									
			4,999円未満	5,000円～5,999円	6,000円～6,999円	7,000円～7,999円	8,000円～9,999円	10,000円～14,999円	15,000円～19,999円	20,000円～29,999円	30,000円～49,999円	50,000円～100,000円
17	宮城県	R8.1.13	対象外		300円（仙台市以外）							
18	仙台市	R8.1.13	対象外		300円（宮城県分100円・仙台市分200円）							
19	広島県	R8.4.1	200円									
20	札幌市	R8.4.1	300円（北海道分100円・札幌市分200円）					400円（札幌市分200円）			1,000円（札幌市分500円）	
21	小樽市	R8.4.1	300円（北海道分100円・小樽市分200円）					400円（小樽市分200円）			700円（小樽市分200円）	
22	釧路市	R8.4.1	300円（北海道分100円・釧路市分200円）					400円（釧路市分200円）			700円（釧路市分200円）	
23	北見市	R8.4.1	300円（北海道分100円・北見市分200円）					400円（北見市分200円）			700円（北見市分200円）	
24	網走市	R8.4.1	300円（北海道分100円・網走市分200円）					400円（網走市分200円）			700円（網走市分200円）	
25	旭川市	R8.4.1	300円（北海道分100円・旭川市分200円）					400円（旭川市分200円）			700円（旭川市分200円）	
26	帯広市	R8.4.1	300円（北海道分100円・帯広市分200円）					400円（帯広市分200円）			700円（帯広市分200円）	
27	函館市	R8.4.1	200円（北海道分100円・函館市分100円）					400円（函館市分200円）			1,000円（函館市分500円）	2,500円（函館市分2,000円）
28	富良野市	R8.4.1	300円（北海道分100円・富良野市分200円）					500円（富良野市分300円）			1,000円（富良野市分500円）	
29	音更町	R8.4.1	300円（北海道分100円・音更町分200円）					400円（音更町分200円）			700円（音更町分200円）	
30	占冠村	R8.4.1	200円（北海道分100円・占冠村分100円）					400円（占冠村分200円）			1,000円（占冠村分500円）	
31	弘前市	R7.12.1	200円									
32	岐阜市	R8.4.1	200円									
33	鳥羽市	R8.4.1	200円									
34	熊本市	R8.7.1	200円									
35	北海道	R8.4.1	100円					200円			500円	

# (参考) 入湯税と宿泊税の比較

区分	入湯税	宿泊税
法的根拠	<p>地方税法第701条</p> <p>鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、<u>鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。</u></p>	<p>地方税法第731条</p> <p>道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、<u>法定外目的税を課することができる。</u></p> <p>2 道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更（法定外目的税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。）をしようとする場合においては、<u>あらかじめ、総務大臣自協議が独自に決意を得なければならない。</u></p>
税率	150円を標準（地方税法第701条の2）	
納税義務者	鉱泉浴場を利用する方	ホテル又は旅館の宿泊者
手続き	条例制定または改正	条例制定かつ総務大臣の同意